

平成24年度当初予算編成方針

平成23年10月28日

1 予算編成にあたって

3月11日に発生した東日本大震災、翌日発生した長野県北部地震、福島第一原子力発電所で発生した原子力災害等により、リーマン・ショック以降回復基調にあった日本経済は、サプライチェーンに大きな打撃を受けるとともに、欧州の金融不安や戦後の最高値を更新した円高水準、電力供給の制約などを背景に、依然として厳しい状況にある。

来年度の財政見通しは、懸念されていた東日本大震災復旧・復興対策については別途財源を確保することとされ、中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)においても、「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出においても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、期間中、今年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところである。

国の来年度予算編成スケジュールは、例年、8月末が概算要求の締め切りとされていたが、大震災や首相交代により1ヶ月程度現時点で遅れが生じており、年末に示される「地方財政計画」についても公表の遅れが懸念されている。

市財政においては、市税収入等は景気の先行きが依然不透明であり、税制改正等により増収を見込める部分もあるが、企業業績の悪化や収納率の低下などにより市税全体としては増収が見込めない状況にある。

一方、歳出面では、社会保障関係費の自然増や公債費が依然高い状況にあるとともに、合併特例債を活用した普通建設事業の伸びも踏まえ、引き続き、行財政改革に積極的に取り組んでいく必要がある。

2 平成24年度予算編成の基本的な考え方

10月の景気の基調判断は、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。」とされ、円高水準の長期化や海外の金融不安などが引き続き懸念される中で、復興に向けた増税等も予定されており、景気の急激な回復は見込めない状況である。しかし、新市発足後7

年目となる平成24年度は、第一次総合計画の5年目となり、後期基本計画の初年度ともなる。また、引き続き、雇用対策や経済対策など市民生活にとって重要な課題についても優先して取り組んでいかなければならない。

このような状況の中、総務省では、旧合併特例法による合併特例債の発行期限について、東日本大震災の被災自治体に限って5年の延長を認めていたが、被災地以外の自治体にも5年の延長を行う方向で関連法案の整備を進めている。これにより、本市においてこれまで平成27年度を合併特例債の発行期限として計画していた事業等を平成32年度までの活用を視野に入れ再構築する必要も出てきた。

また、今年度から都道府県において実施されている一括交付金(地域自主戦略交付金)も、平成24年度から市町村にも拡大する予定とされてきたが、大震災をはじめ社会情勢の変化などからその取扱は、現時点では流動的である。

先行きが不透明で、引き続き厳しい財政状況が予想される中で、「成長・発展期」を迎え新たな課題に的確に対応するため、各部局においては「選択と集中」の徹底を図るとともに十分な論議を重ね予算編成に臨むものとする。

特に、「社会資本整備総合交付金」など、今後、一括交付金の取扱については予算編成作業にも大きな影響を与える可能性もあることから、これらの情報収集に努めるとともに、的確に予算編成に反映するものとする。

(1) 第一次総合計画の推進

後期基本計画の初年度となることから、各部局の目標管理における進捗や事業評価を行う中で、将来を見据えた計画的な予算編成に努めることが必要である。実施計画事業については、その事業実施に向け財源の優先的な配分を行うものとするが、ソフト事業については、後年度の負担が計画登載時と大きく乖離する場合もあるので、慎重に制度設計を行うこと。また、国県補助金が廃止された場合は、原則として事業をゼロから見直し、事業の実施の可否を検討することとする。

学校・保育施設の耐震化の促進、交流・文化施設整備、地域自治センター整備、保育園の改築など新市の基盤整備を着実に進めるとともに、整備計画の策定から建設、維持管理までの各段階において十分な検討を行い、一層のコストの縮減に努めることが必要である。

さらに、合併特例債の発行期限が5年延長される見込であることから、これらを踏まえた活用事業の精査を行うこととする。

(2) 雇用対策、経済対策への取組

リーマン・ショック以降、回復基調にあった我国の景気は、東日本大震災による大

きな打撃を受けたものの、サプライチェーンの復旧は順次進み、企業の生産活動は増加に転じている。しかし、戦後最高の円高水準、欧州を中心とする金融不安により、自動車産業など輸出に依存する企業の業績には大きな改善は見込めない状況にある。

平成20年秋以降、国・県と呼応する形で幾多の経済対策、雇用対策に取り組んできた。これまでの実績も踏まえ、平成24年度においても、迅速・適切、切れ目のない雇用対策、経済対策を継続していく。

(3) 定住自立圏への取組

7月27日に上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町により締結された、上田地域定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組を円滑に推進するために、「共生ビジョン」に示される各種事業の調整を行うとともに、圏域の課題解決のため、中心市の役割を踏まえ構成市町村と連携した取組を進めていく。

(4) 中長期的な展望に立った行財政基盤の構築

経済社会情勢の変化に適切な対応をするとともに、将来にわたり成長・発展を持続していくためには、中長期的展望に立った行財政基盤の構築を念頭に置いた取組を進める必要がある。

平成33年度以降(ポスト合併特例)へ向けた計画的な行財政運営

現在の市財政においては、合併特例債をはじめ合併市町村に対する様々な特例・優遇措置が講じられており、中でも、一般財源の約3割を占める地方交付税においては、合併算定替により今年度は22億円を超える額が加算されている。

これまでも将来を見据えた行財政運営に努めてきたところであるが、平成28年度以降合併算定替による普通交付税の優遇措置は段階的に減額され、平成33年度以降は、一本算定による算定となることから、行財政基盤の再構築に向けた取組を進める必要がある。

また、合併特例債は平成32年度が最終年度(予定)となり、平成33年度以降の普通建設事業においては、起債の充当率が下がることから、所要一般財源の確保はより重要な課題となってくる。

社会保障関係費の増加への対応

少子高齢化の進展は、労働力人口が減少することによる経済成長への影響や、医療費をはじめとする社会保障制度への影響など、行財政基盤の根幹に関わる

大きな問題であり、国と地方のあり方や社会保障制度改革のみならず、少子高齢社会に対応した、抜本的な制度改革、行財政改革が、国・地方共通の喫緊の課題となっている。生活保護費、福祉医療制度など扶助費の伸びは今後も続くと予想され、地方財政にも重く押し掛かっている。

このため、将来負担の軽減に努めるなど人口減少と社会保障費等の自然増を踏まえた行財政運営への転換を図りながら、サービスの水準の維持と健全財政を両立させることが求められている。このような状況の中、国では社会保障・税の一体改革の推進などの論議がなされており、今後、これらの動向にも注視していかなければならない。

繰出金、補助費の見直し(繰出基準の見直し)

「実質公債費比率」、「将来負担比率」の分析を行うと、当市は、県内他市、類似団体都市と比べて、繰出金、補助費の割合が高くなっている。総務省で定める繰出基準によらない「財政調整」による繰出金、補助費については、特別会計、企業会計の事情も考慮しながら適正化を図っていくことが必要である。

(5) 予算編成方法の見直し

地域予算(地域振興事業基金の活用)の充実

新市発足以降、地域振興事業基金として合併以前の旧市町村が地域振興を目的に造成した基金を統合し、各地域の地域振興事業に活用してきたが、市民協働・地域協働、地域振興・活性化事業推進のために基金の活用を促進する。

地域の課題を地域で解決できる仕組みを財政面からも支援し、地域振興事業基金を活用した事業の充実を図る。

予算編成方法の見直し

平成24年4月から稼動する「新財務会計システム」を活用した、PDCA(計画-実施-評価-改善)サイクルの確立を目指し、予算編成方法等を見直しを行う。(予算編成システムの稼動はH24.6補正予算から)

【予算編成方法等を見直し項目】

- ア 直接要求経費の精査、再配当経費の精査
- イ 義務的経費(人件費、扶助費、公債費及び臨時職員賃金の一部など)の編成方法の見直し及び第一次、第二次重複部分の見直し
- ウ 枠配分経費の見直し(事業費ベース)

エ 予算編成事業区分の見直し(PDCA サイクルに載せるための事業の細分化を含む。)

3 平成24年度予算編成の基本方針

(1) 重点分野

平成24年度においては、実施計画登載事業のほか、喫緊の課題として次に掲げる6つの分野について「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

また、東日本大震災を踏まえ防災対策、耐震化を促進するとともに、施設の安全対策等にも配慮する。

安全・安心のまちづくり(防災機能の強化)

雇用の拡大と地域経済の活性化

子育て支援

文化の薫る(見える)まちづくり

地域医療の再生

自然環境の保全(自然(再生)エネルギーの利用、森林の保全)

(2) 将来を見据えた持続可能な財源構造の確立

将来負担軽減の取組を進める

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～22年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、一定の健全度が示されたところではあるが、県内他市や類似団体都市との比較では依然高水準に位置しており、昨今の経済情勢や少子高齢化が進む社会情勢を踏まえ、一層の健全化に努め、持続的に発展可能な財政基盤を構築する必要がある。

このため、長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営に努め、特に公債費負担等の増加による財政の硬直化に留意し、一般事務経費など経常的経費についてはなお一層の節減に努める。

起債事業は事業費の精査を行うとともに特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

また、土地開発公社や第三セクターの経営状況にも留意し、中長期的な視点に立って将来負担の軽減を図るものとする。

歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと寄附金の誘導、民間資金の導入の検討を行うなど可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意すること。
- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図る。また、過剰な収入見込みは、結果として一般財源を逼迫させることにつながることから、経年実績などを元に十分な精査を行うこと。
- (ウ) 市税等の収納については目標数値達成の取組を強化するとともに、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用を努めること。
- (オ) 起債の活用においては、関係課と協議し、起債対象事業費を適切に見積もるとともに、起債額の抑制に努めること。

既存の事務・事業の見直しの徹底、選択と集中による財源の有効活用

従来からの慣習や経緯等にとらわれることなく、事務・事業の全般にわたって、経済性・効率性・優先度の視点から一層厳しい見直しを行うこととし、目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化によって生み出された財源を用いて、新たな施策の展開を図るものとする。事業評価、事業仕分けなどの結果や予算執行に係る監査委員や議会の意見も踏まえ、必要性や緊急性等も十分に検討すること。

また、情報関連システムにおいては、住民サービスの向上と業務改革の視点から費用対効果を検証することとし、従来のシステムにこだわることなく抜本的な見直しを行うこととする。また、既存システムにかかる維持管理経費の一層の削減に努めることとする。